

令和3年11月10日

職員の懲戒処分について

本学職員によるハラスメント行為につき、国立大学法人香川大学職員懲戒規程に基づき懲戒処分を行いましたので公表します。

1. 被処分職員の役職
医学部教授（男性・60代）
2. 処分年月日
令和3年11月9日
3. 処分の内容
減給（平均賃金の1日分の半額）

4. 処分事案の概要

被処分者は、特定の女子学生に私的なLINEを通じて連絡し、2020年5月二人きりで食事に同伴させた行為、同年8月同教授の自宅に上がらせた行為、同年11月化粧品を購入し、当該女子学生の自宅近くまで持って行こうとした行為によって、当該女子学生に対して精神的な苦痛を与え、修学環境を悪化させた。

また、授業の運営を巡って、不適切な言動があったことも確認された。

【処分の公表に際して】

本学職員によるハラスメント行為につき懲戒処分を実施したことにつきましては、学生諸氏や本学を支援頂いている地域の皆様に対する信頼を失墜させるものであり、心より深くお詫び申し上げます。

本学といたしましては、役職員及び学生等へのハラスメント防止に向けた意識啓発を推進し、再発防止にあたるるとともに、信頼の回復に努めてまいります。

国立大学法人香川大学長 笥 善 行



➤ 問い合わせ先
香川大学広報室 若井、松川
TEL：087-832-1027
E-mail：soumkot@kagawa-u.ac.jp